

令和3年第8回農業委員会議事録
(公開用)

令和3年8月25日

下妻市農業委員会

令和3年第8回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和3年8月25日（水） 午後1時30分
2. 場 所 下妻市役所 本庁舎 大会議室
3. 議 案
 - 第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について
 - 第3号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について
 - 第4号 現況証明書の交付決定について
4. 報 告
 - 第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

1番 京空 克芳	2番 柴崎 尚	3番 白井 安男
4番 杉田 恒夫	5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之
7番 中島喜美夫	8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好
10番 齋藤 孝夫	11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美
13番 塚田 好克	14番 程塚 裕行	15番 野村 操
16番 稲川 広美	17番 木村 一巳	18番 森 槇雄
19番 中山 基		

出席職員次の通り

局長 小林 正幸 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主事 綿貫 千秋

(午後1時25分 開会)

議長（会長 中山基君）

ただいまから、令和3年第8回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は9番 栗島 喜好 君、10番 齋藤 孝夫 君 の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、3件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、鯨地内、畑、1,088㎡、申請理由は農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、鯨地内、畑、111㎡、申請理由は農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、江地内、2筆、田畑、合計2,037㎡、申請理由は農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の1ページをご確認願います。

議案番号	1	処理番号	1	担当委員	杉田委員
現地状況	申請地は、東鯨集落センターから南東へ約150mにあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	8月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	8月18日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	2	担当委員	杉田委員
現地状況	申請地は、東鯨集落センターから南東へ約150mにあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	8月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	8月18日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	3	担当委員	栗島委員
現地状況	申請地は、江公民館から東へ約1kmにあり、休耕で雑草及び雑木等が繁茂していた。				
現地調査結果	8月16日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	8月16日及び20日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。

なお、本案につきましては、■■■■委員が関係する案件でありますので、一時退席をお願いいたします。

（■■■■委員：退席）

議長（会長 中山基君）

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

2ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、前河原地内、畑、984㎡、申請理由は、住環境が良好であるため集合住宅

を建築するものでございます。

農地区区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は2ページ、参考資料は、1ページ・2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認を受けております。また、砂利からアスファルトへの布施替えのための、道路工事施工承認を受けております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の2ページ上段をご確認願います。

議案番号	2	処理番号	1	担当委員	栗島委員(代理報告)
現地状況	申請地は、上下水道課から北西へ約300mにあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	8月20日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	8月20日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、集合住宅へ転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。委員の退席を解きます。

（委員：再入場・着席）

議長（会長 中山基君）

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

3ページ並びに、参考資料の3ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下妻地内、畑、451㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、袋畑地内、3筆、登記、田畑、現況、畑、合計976㎡の内496.99㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は3ページ、参考資料は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

続きまして、参考資料は5ページ・6ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、水路への橋梁設置のための施設使用承認及び、汚水・雑排水処理計画について、下妻市の放流承認が申請済となっております。

なお、今申請地は面積が合計691.20㎡であり、自己住宅の基準面積の500㎡を越えておりますが、進入路を設けることから、今回の申請面積となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の2ページ中段をご確認願います。

議案番号	3	処理番号	1	担当委員	森委員
現地状況	申請地は、坂本公民館から北西へ約80mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	8月20日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	8月17日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、自己住宅へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	3	処理番号	2	担当委員	京空委員
現地状況	申請地は、袋畑公民館から南西へ約100mにあり、一部は野菜等が作付けされており、一部は休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	8月20日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	8月20日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、自己住宅へ転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて議案第4号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

4ページをお開き願います。

議案第4号、現況証明書の交付願につきましては、今回、1件の願出であります。非農地証明は、非農地になってから20年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないもの、又は原状回復命令を受けていないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、願出地、鎌庭地内、畑、482㎡、住宅敷地となった土地が約27年経過するも、地目変更が未済のため願出されたものであります。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の3ページをご確認願います。

議案番号	4	処理番号	1	担当委員	柴崎委員
現地状況	願出地は、五箇公民館から北西へ約800mにあり、住宅敷地として利用されていた。				
現地調査結果	8月20日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
願出人への確認	8月20日、願出人に電話し、願出事由のとおりであることを確認。				
調査結果	願出書の確認及び現地調査の結果、住宅敷地として約27年利用されており、証明書の交付について、問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

5ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の移動届出について、ご報告申し上げます。

届出番号1号につきましては、届出地、田下地内、田、377㎡で、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するものであり、去る7月15日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。届出番号2号、届出地、田下地内、田、181㎡、届出番号3号、届出地、田下地内、田、118㎡、届出番号4号、届出地、田下地内、田、65㎡、届出番号5号、届出地、田下地内、田、77㎡、届出番号6号、届出地、下栗地内、田、563㎡、届出番号2号から6号の内容につきましては、届出番号1号と同様であり、同じく、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願ひます。局長。

事務局長（小林正幸君）

6ページをお開きます。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書6ページから7ページに記載の通り、7件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

皆さんから何かございましたらご発言願ひます。

（発言なし）

議長（会長 中山基君）

以上を持ちまして、令和3年第8回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

（午後1時45分閉会）

議 長

署名委員

署名委員
